

# 介護職員等特定処遇改善加算を算定するためには

## 1 特定加算の算定要件の確認

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ② 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること(2020年度から要件)

◎ 勤続10年以上の介護福祉士がいなくても算定可能

## 2 加算区分の確認

- 特定加算の加算区分は、ⅠとⅡの2区分
- Ⅰは、サービス提供体制強化加算の最も上の区分(※)を算定している場合、算定可能(Ⅰに該当しない場合はⅡを算定可能)

※訪問介護:特定事業所加算Ⅰ又はⅡ  
特定施設:サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ又は入居継続支援加算  
特養:サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ又は日常生活継続支援加算  
その他:サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

## 3 特定加算の見込額の計算

- 加算率に介護報酬を乗じる形で計算

各事業所の介護報酬  
(現行の処遇改善加算分を除く) × 各サービスの特定加算の加算率 = 各事業所の新加算による収入

◎ 事業所ごとの勤続10年以上の介護福祉士の数に応じて加算されるのではない

## 4 賃上げを行う単位の決定

- 同じ賃上げルールのもと賃上げを行う単位を、法人又は事業所のどちらにするかを定める。

## 5 賃上げルールの決定

### 1 賃上げを行う職員の範囲を決める

- ① 経験・技能のある介護職員を定義した上で、全ての職員を「a:経験・技能のある介護職員」、「b:その他の介護職員」、「c:介護職員以外の職員」に分ける。

- aを定義する際のルール  
介護福祉士の資格は求めるが、10年より短い勤続年数でも可。  
他の法人での経験もカウント可能

- ② どの職員範囲(1、2又は3)で、賃上げするかを決める。
  - 1) 経験・技能のある介護職員(aのみ)
  - 2) 介護職員全体(a+b)
  - 3) 職員全体(a+b+c)

加算額を全てaに配分することも可能。bやcに配分することも可能

### 2 賃上げ額と方法を決める(配分ルール)

- ① aのうち1人以上は、月額8万円の賃金増又は年収440万円までの賃金増が必要。

既に年収440万円の人がいる場合は新たに設定する必要はない。  
小規模な事業所等は、この条件を満たさなくてもよい。

- ② グループ(a、b、c)の平均改善額について、  
aはbの2倍以上、cはbの2分の1以下

各グループ内の一人ひとりの賃上げは、一律でもメリハリをつけても可